令

和

四

年

四

月

+ =

日

第

百

九

+

号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定 岐阜都市計画の変更 道路の供用開始

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

公

示

落札者等に関する公示

同 維

(身体障害者更生相談所) 一七一 都 市 ー七〇

都 市 政 策 課)一七一

(教

育

財

務課) 一七四

類の道 種路

一六九

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年四月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

**道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を** 

岐阜県告示第百五十一号

告

示

政 策 課 持 課) 一六九 、一六九

及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月十二日

岐阜県知事 古 田

室牧 路 線 原田 線 名 三四七〇番地先まで同 郡同 町同 字同 三三九〇番地先から養老郡養老町室原字住吉 X 閰 別前変区 後更域 前 後 ル(メート 員敷 地 の幅 ポ 三 う 0 ÷ 三<u>了</u> ル(メート・ 延 三元三 三元三 長 備 考

県道

岐阜県告示第百五十二号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

なお、 その関係図面は、令和四年四月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

発行 

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

令和四年四月十二日

# 及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

### 令和四年四月十二日

岐阜県知事
古
田

国一 道般	類の道 種路
七二 号百 五 十	路線
+	名
〇九番八地先地内高山市清見町楢谷字向平一	区
_	间
一 手 七	ル <sub>(</sub> 延 ) メ ト長
□ <b>令</b> • 和 □ □	の 期 日
<b>学和</b> ○• =:	ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考

# 岐阜県告示第百五十三号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和四年四月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

### 令和四年四月十二日

岐

### 吱阜県印事 古 田

_	¥	ŧ					
	肇		田	古	岐阜県知事	岐阜	

蒲	
考	

岐阜県告示第百五十四号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和四年四月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

令和四年四月十二日

岐阜県知事

古

田

国一道般	類の道 種路
号百五十六	路 線 名
五五二番三九地先まで 五六〇番三地先から 五六〇番三地先から	区間
	ル (延 ) メー ト長
<b>令</b> • 和 吗 二	の期日
<b>二</b> ・和 二	ほ示変決(備 か年更定区 )月の又域 日告はの考

# 岐阜県告示第百五十五号

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

### 令和四年四月十二日

### 岐阜県知事 古 田

都市計画の種類及び名称 岐阜都市計画道路

( 17	1) =	令和	14年4	月12	3	岐	阜	県	ļ	公	報				第 290	) 号	
内科	脳神経外科		形成外科	脳神経外科	内科	担当科目		令和四	規則第九十日	師として次の	岐阜県告示第百五十六号	岐阜県	三 縦覧場所	都市計	三三三	= = ; <u>∴</u>	
宇野	長谷川義仁		藤林	川端	向	医師		令和四年四月十二日	亏)第五	のとおり 者福祉法	第 百 五 十	岐阜県都市建築部都市政策課、	所図書に	都市計画を定める土地の区域 三・六・九十五 福富溝口	三・三・九十一三・九十二三・九十二三・九十二三・カー・ハーコ	<u> </u>	
香美			久 輝	哲 平	真人	氏名		日	条の規定	指定した(昭和1	六   号 	部都市政	おいて書	五土地の		野	
中濃厚生病院與原生病院	支 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	社会医療法人蘇	愛会博愛会病院 特定医療法人博	大垣市民病院	合病學 病院 会 松 波 総 総	社会医療去人 <b>蒜</b>			規則第九十号)第五条の規定により告示する。	たので、岐阜県身体二十四年法律第二百		1	縦覧場所都市計画図書において表示する区域	地の区域福富溝口線	芥見太郎丸線 古市場御望線 切田寺中線	は日年は、長良中川原線岩田坂線	
地市若草通五丁目一番	五川・一川・一川・一川・一川・一川・一川・一川・一川・一川・一川・一川・一川・一川	习帚邶左公丁日弋一	番地の四二不破郡垂井町二二一〇	六番地大垣市南頬町四丁目八	五一名松町田代一八羽島郡笠松町田代一八	   場	岐阜県知事 古 日			師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則(平成五年岐阜県(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医		岐阜市都市建設部都市計画課					
番	,	(	0	八	八	. 所	田			則 第 ( 平 項	· ·						
同	同		同	同	<b>令和</b> 學 手六	指定年月日	肇			(平成五年岐阜県一項に規定する医							
—	令	調査の	<b>周</b> 国土				内	外	•	内	整 形 外	外	整形	同	内	循環器內科	
調査を行った者の名称	和四年	終昇に	吉調査法	国 土 調			科	科	ŀ	科	科	科	外 科		科	內科	
っ た 者	月士	令和四年四月十二日の結果に係る地図及土調査法(昭和二十					阪	久 澤	Ì	武市	佐竹宏太郎	清水徹之介	長沢	坪 井	伊 藤	<b>鈴</b> 木	
の   名   称	日	日のなる		果に係っ	公		哲彰	豊	ł	康志	太郎	芝介	<b>範</b> 和	풋	竜 男	<b>基</b> 太	
		調査の編集に係る地図及と簿冊を認証したので	平法律第百八十号)	国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	示		保険清見診療所 高山市国民健康	ックは自楊クリニ	医療法人白楊会	武市クリニック	会榊原整形外科医療法人おると	リニック 栄寿会佐々木ク	沢整形外科 医療法人社団長	ニック 和会ひばりクリ 医療法人社団恵	病院 生会多治見市民 市民	療センター 社会医療法人厚	
	岐阜県知事 古田	、 同条第四項の規定によりを示する	55	<b>証</b>			一七番地一高山市清見町三日町四	二丁目三九番地東西	上吱节吧田戋舒朝ヨ叮	可児市今渡一二五六	三丁目五五〇 八各務原市鵜沼各務原町	七 二八五 五各務原市那加西市場町	八一大垣市稲葉東三丁目一	西四六九番地一海津市南濃町駒野字寺	四三番地多治見市前畑町三丁目	一丁目一番地美濃加茂市健康のまち	
	肇	りを対する	り、次の国土				同	同	l	同	同	同	同	同	同	同	

第	29	90	号								岐	阜		県	•	公	4	报			\$	和 4	年	4月	12 <b>E</b>	1	( 1	72 )	)
		五			四		Ξ		=		_				調	_					五			四		Ξ		=	
	令和四年三月二十五日	認証年月日	中津川市 (付知町の一部) の地籍簿	中津川市(付知町の一部)の地籍図	地図及び簿冊の名称	平成二十七年八月から令和三年七月まで	調査を行った期間	中津川市付知町の一部 (倉屋・万場)	調査を行った地域	中津川市	調査を行った者の名称	Ē	女是是印第一5 田	令和四年四月十二日	調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。	国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土		国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証		令和四年三月二十五日	認証年月日	中津川市(付知町の一部)の地籍簿	中津川市(付知町の一部)の地籍図	地図及び簿冊の名称	平成二十八年五月から令和三年十一月まで	調査を行った期間	中津川市付知町の一部 (樋口・御堂後)	調査を行った地域	中津川市
三調査を行った期間	即上市高駿町鷲見の一部(春樹祠・春樹祠2)(二)調査を行った地域	1 月近に丁つ こり花	第二章 の名材 一部 書き おおから かっぱん かんきょう かんしょう いっぱん かんしょ いっぱん かんしょう かんしょ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう			ī I		調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。	国土調査法(昭和二十六年法聿第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土	国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証		令和四年三月二十五日	五 認証年月日	飛驒市(河合町角川の一部)の地籍簿	飛驒市(河合町角川の一部)の地籍図	四・地図及び簿冊の名称	平成二十六年五月から令和二年十二月まで	三調査を行った期間	飛驒市河合町角川の一部(角川))	二 調査を行った地域	飛驒市	調査を行った者の名称		岐阜県知事古田			調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。	国土調査法(昭和二十六年法聿第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土	国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

### ഗ

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第 令和四年四月十二日 岐阜県知事 古 田

落札者等に関する公示

購入物品の名称及び数量 岐阜県立岐阜高等学校ほか12施設で使用する電気(予定

- 契約の相手方を決定した手続 数量) 一般競争入札 4,320,201 **k W h**
- 入札公告を行った日 令和4年2月4日
- 落札者を決定した日 **令和4年2月**22日
- 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号 丸紅新電力株式会社

代表取締役 伊藤 直樹

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

**落札金額** 93,195,143円

所在地 岐阜市薮田南二丁目1番1号

2

落札者等に関する公示

百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成七年岐阜県規則第

令和四年四月十二日

購入物品の名称及び数量 岐阜県立加納高等学校ほか12施設で使用する電気(予定

4,224,310 k W h

入札公告を行った日 令和4年2月4日

岐阜県知事 古 田

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

第

290

号

落札者を決定した日 **令和4年2月**22日

落札者の住所及び氏名 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 丸紅新電力株式会社

代表取締役 伊藤 直樹

**落札金額** 97,319,833円

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務説

所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

2

落札者等に関する公示

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成七年岐阜県規則第

令和四年四月十二日

岐阜県知事

古

田

購入物品の名称及び数量 岐阜県立揖斐高等学校ほか16施設で使用する電気 (予定 4,572,886 **k W h** 

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

数量)

入札公告を行った日 令和4年2月4日

ω 2

落札者を決定した日 **令和4年2月**22日

落札者の住所及び氏名 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号

ഗ

丸紅新電力株式会社

代表取締役 伊藤 直樹

**落札金額** 104,353,269**円** 

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課

所在地 岐阜市薮田南二丁目1番1号

2

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第

## 丸紅新電力株式会社

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

### 代表取締役 伊藤 画極

- **落札金額** 91,737,815円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課
- 2 所在地 岐阜市薮田南二丁目1番1号

# 落札者等に関する公示

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第

令和四年四月十二日

### 岐阜県知事 古 田

購入物品の名称及び数量 岐阜県立益田清風高等学校ほか9施設で使用する電気 (予定数量) 2,248,040 k W h

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 令和4年2月4日
- 入札公告を行った日
- 落札者を決定した日 令和4年2月22日
- 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

ഗ

### 丸紅新電力株式会社

# 代表取締役 伊藤 直樹

- **落札金額** 47,006,790円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課

 $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ 

2 所在地 岐阜市薮田南二丁目1番1号